



# MOU連絡会

## 【オンライン保税研修】

---

令和3年3月

門司税関

監視部保税地域監督官



# 本日の内容

## 第1部 MOU連絡会

- 1 覚書とは
- 2 摘発事例と密輸動向
- 3 税関からのお願い

## 第2部 保税研修

- 1 保税蔵置場の処分(関税法第48条)
- 2 非違事例(記帳義務違反、誤搬出、未届出)
- 3 まとめ



---

# 第1部 MOU連絡会



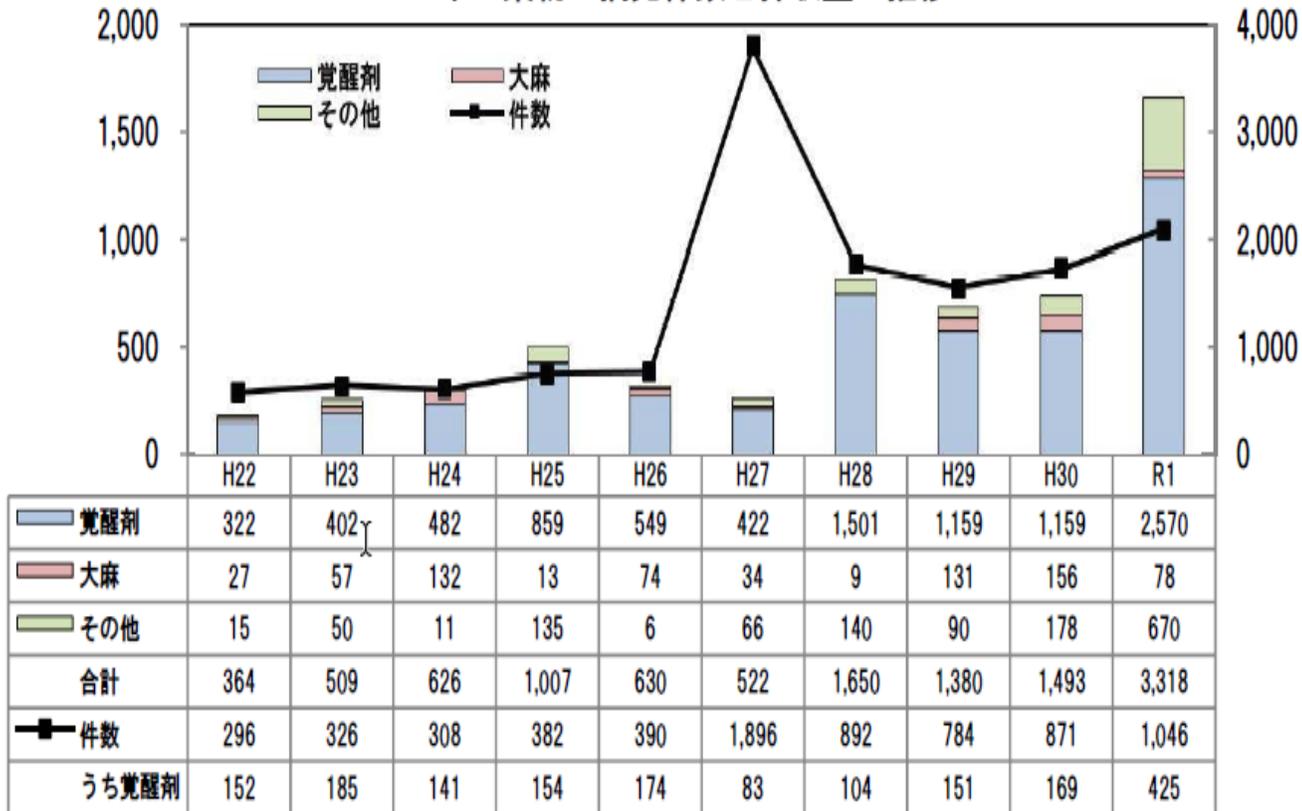
# 覚書とは

- 👉 **MOU (Memorandum of Understanding) ⇒ 覚書！**
- 👉 **門司税関と日本関税協会門司支部保税部会との間で締結！**
- 👉 『密輸防止に関する覚書』  
不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に係るすべての当事者の利益にとって有害であり、商業貨物を利用して行われる可能性がある…  
⇒ 取締強化！ ⇒ 保税部会会員の協力が不可欠！！
- 👉 **平成5年スタート ⇒ 平成30年10月1日 テロ対策、金地金等を盛り込み 再締結！**

# 摘発事例と密輸動向

👉 令和元年覚醒剤の押収量が史上初2.5トン超（不正薬物全体の押収量 史上初3トン超）

(摘発件数：件) 不正薬物の摘発件数と押収量の推移 (押収量：kg)



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。なお、指定薬物は平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。令和元年の数値は速報値。



# 摘発事例と密輸動向

海上貨物から不正薬物を摘発！ (令和2年上半期の摘発事例からご紹介)

## 海上コンテナ内からコカインを摘発

エクアドル共和国来海上コンテナから約700塊の不審物を発見し、うち一部がコカインと判明したため摘発しました。



(令和2年4月、横浜税関)

## ボタンエビの箱から覚醒剤を摘発

カナダから到着した海上貨物(ぼたん海老等と記載の箱)に隠匿された覚醒剤約239キログラムを摘発しました。



(令和2年1月、東京税関)

## 自動車用ギアボックス内から覚醒剤を摘発

マレーシア来海上貨物の自動車用ギアボックス内から、覚醒剤約9キログラムを摘発しました。



(令和2年2月、大阪税関)

# 摘発事例と密輸動向

## 航空機旅客による薬物密輸事犯

オランダ王国から入国したギリシャ人旅客から、ワインボトルに隠匿されたMDMAを含有する液体1,565グラム及び書籍に偽装されたLSDを含有するシート40枚を摘発しました。



①

(令和2年2月、大阪税関関西空港税関支署)

ブラジル連邦共和国から入国した米国人女性から、着用ブラジャーの左右カップ部分に隠匿されていたコカイン約2.2キログラムを摘発しました。



②

(令和2年2月、東京税関成田税関支署)



タイ王国から入国した香港人旅客2名のうち1名から、スーツケース上蓋内に隠匿されていた覚醒剤合計約2,966グラムを摘発しました。



③

(令和2年2月、大阪税関関西空港税関支署)

# 摘発事例と密輸動向

## 国際郵便物による薬物密輸事犯

カナダから到着した国際スピード郵便物から、プラスチック製ボトル容器内に隠匿されていた覚醒剤約14キログラムを摘発しました。



(令和元年8月、東京税関東京外郵便出張所)

オランダ王国から到着した国際郵便物からワインボトルに水溶液にされたMDMA574.99グラムを摘発しました。



(令和2年5月、名古屋税関中部外郵便出張所)

アメリカ合衆国から到着した国際郵便物4個から、郵便物内に隠匿された液状大麻合計約4キログラムを摘発しました。

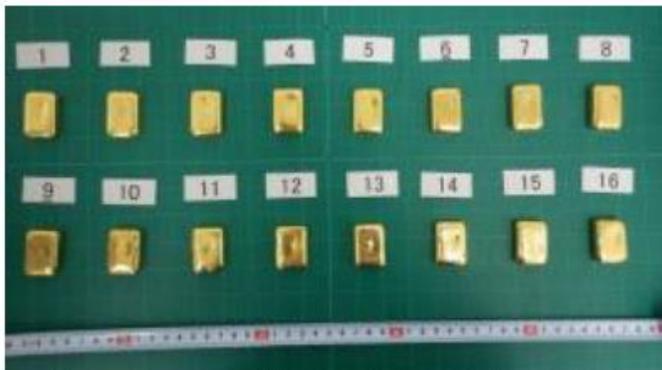


(令和2年4月、横浜税関川崎外郵便出張所)

# 摘発事例と密輸動向

## 📄 金地金の密輸が横行！ 金地金の価格高騰！

香港来航空機の機内から金地金176塊（約22キログラム）を摘発しました。



（令和元年11月、沖縄地区税関那覇空港税関支署）

韓国から到着した旅客から、手荷物運搬用台車内に分散隠匿した金地金21個及び金塊片2個（約9.5キログラム）を摘発しました。



（令和元年10月、門司税関福岡空港税関支署）

入国するにあたり、合計13回にわたり、金貨等（アンティークコイン）36点を、従業員の携行品に隠匿し、消費税等を免れた法人及びその従業員を告発しました。



（令和元年6月、横浜税関）



# 税関からのお願い

👉 情報提供のご協力を！

- 👉 同一貨物のなかに異なるマークや印を付した貨物があるぞ！
- 👉 同じ品名、包装形態でも重量が異なるぞ！（異常に重い！異常に軽い！）
- 👉 この荷物、インボイスと中身が違うぞ！
- 👉 通関を異常に急いだり、頻繁な問い合わせ…おかしいぞ！

あれ？ いつもと違うぞ！と思われたら…

👉 **税関にお知らせください！**

**密輸ダイヤル 0120-461-961 (シロイクロイ)**

**税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/>**



---

# 第2部 保税研修

# 保税研修



## 保税蔵置場の処分

※補足

- ☞ 非違とは…法令の規定に違反する行為
- ☞ 保税工場の処分…関税法第61条の4(規定の準用)
- ☞ 指定保税地域の処分…第41条の2(搬入停止)

### ☞ 関税法第48条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

# 保税研修

## ☞ ※保税蔵置場の許可要件

### ☞ 関税法第43条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 前条第1項の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- ② 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ③ 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2第1項(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合
- ⑥ 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑨ 前条第1項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑩ 前条第1項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

# 保税研修



## 保税蔵置場の処分基準(基本通達48-1)

### ① 法48条第1項第1号に基づく処分

処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

### ② 法48条第1項第2号に基づく処分

イ 法第43条第2号又は第6号(同条第2号に該当する者に係るものに限る。)

に該当することとなった場合

処分対象 ⇒ 被許可者が許可を受けている全ての許可保税地域

ロ 法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった場合

(上記イに該当する場合を除く)

(イ) 9号又は10号に該当 処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

(ロ) (イ)以外の号に該当 処分対象 ⇒ 全ての許可保税地域



非違の態様	基礎点数 10件以下
<p><b>1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</b></p>	<b>3</b>
<p>① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を置くこと(法第30条第1項)。</p>	
<p>② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと(法第32条)。</p>	
<p>③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第37条第1項、法第40条第1項(法第49条において準用する場合を含む。))等</p>	
<p>④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと(法第43条の2及び第43条の3第1項(法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む。))等</p>	
<p>⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと(法第40条第2項(法第49条において準用する場合を含む。))。</p>	

非違の態様	基礎点数 10件以下
<p>⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること(法第41条の2第1項、法第48条第1項(法第62条又は法第62条の7において準用する場合を含む。))等</p>	<b>3</b>
<p>⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと(法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p>	
<p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること(法第62条の3第1項)。</p>	
<p>⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること(法第62条の4第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p>	
<p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること(法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。))</p>	
<p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を運送すること(法第63条第1項、法第64条第1項)。</p>	
<p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	



非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
<p><b>2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</b></p> <p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。</p> <p><b>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。</b></p> <p>③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む))</p> <p>④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))</p>	<p><b>2</b></p>	<p>⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条)</p> <p>⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。</p> <p>⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。</p> <p>⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。</p> <p>⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。</p>	<p><b>2</b></p>

- 【適用】** ① 複数の非違が行われた場合は、**違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。**  
 ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあつたものとして算出する。  
 ② 上記①の場合、**非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。**
- 【留意】** 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。



## 加算点数表 ①

### 【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

## 加算点数表 ②

### 【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

## 加算点数表 ③

### 【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5



【適用】 一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあつたものとして算出する。

罰 条	加算点数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となつた罰条の点数	

# 非違点数の算出方法(1号処分)



◆法第48条第1項第1号に該当する場合

基礎点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表1(非違の態様)  
(基礎点数10件まで毎に)

1 禁止・許可・承認	3点
2 届出・報告・記帳等	2点

別表2(加算要件)

1 関与者	
・被許可者(法人は役員)	30点
・代理人、支配人、 主要従業者	10点
2 非違実績(搬入停止処分) 加算点数表②のとおり	
3 非違実績(処分が無い場合)	
・1年以内	10点
・1年超、2年以内	7点
・2年超、3年以内	5点

加算要素

非違が故意 (関税等ほ脱目的等)	20点 40点
---------------------	------------

減算要素

減算できる

- 申し出 ⇒ 1/2
- 直ちに再発防止措置 ⇒ 10点限度

11点以上	10点を超える1点につき、 1日の搬入停止
60点以上	税関長が許可の取消しもや むを得ないと判断した場合は 「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

# 非違点数の算出方法(2号処分)



◆法第43条第2号、第6号(第2号該当者に係るものに限る)に該当する場合

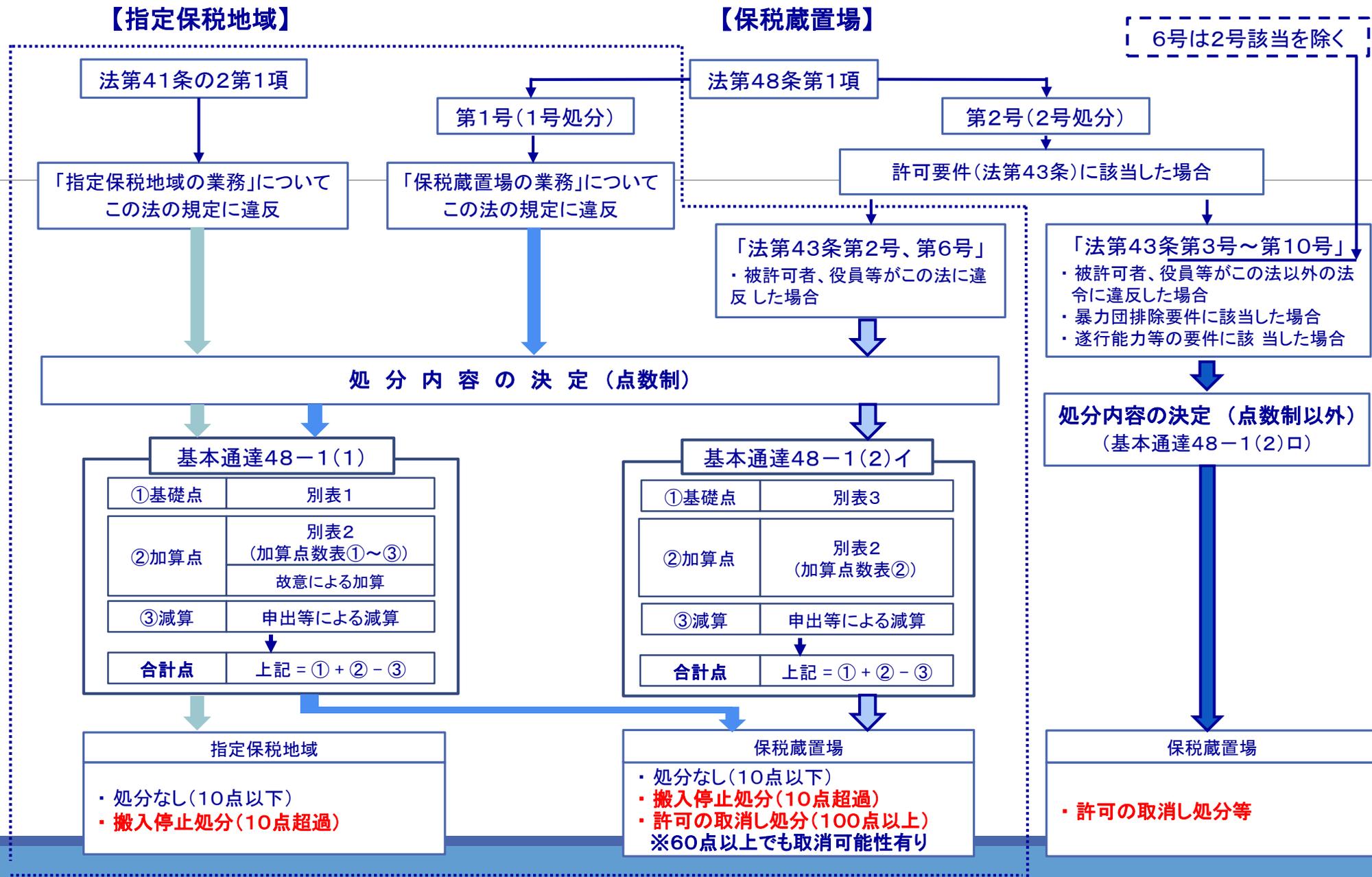
違反点数 + 加算点数 - 減算点数 = 合計点数

別表3	違反点数	
関税法罰条	被許可者	役員等
法第108条の4 法第109条 法第109条の2 (1項~4項)	120点	70点
法第110条 法第111条 (1項~3項) 法第112条1項	110点	60点
法第109条の2 (5項)	90点	50点
法第111条4項 法第112条3項 法第113条	64点	40点
法第112条の2 法第113条の2	36点	28点
法第114条 法第114条の2	16点	8点
法第115条 法第115条の2 法第115条の3	12点	
法第116条 法第117条	処罰の根拠となった 罰条の点数	

別表2(加算要件)	
加算点数表②を準用(過去3年)	
通知日以降	別表3違反点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2 + 10点
1年以内	×1.5 + 10点
1年超2年以内	×1 + 10点
2年超3年以内	×0.5 + 10点

減算要素
減算できる
● 申し出 ⇒ 1/2
● 直ちに再発防止措置 ⇒ 10点限度

11点以上	10点を超える1点につき、 1日の搬入停止
60点以上	税関長が許可の取消しもや むを得ないと判断した場合は 「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」





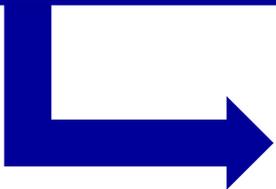
処分対象



違反(非違)があった蔵置場のみ

事例1)

- ☞ A保税蔵置場は、輸入貨物の通関場所として利用され、輸出貨物の実績なし。
- ☞ 保税台帳はNACCS管理資料。
- ☞ 今般、他社から依頼を受けた輸出貨物について、輸出許可後、搬出登録は的確に行ったが、輸出貨物のNACCS管理資料(輸出貨物搬出入データ)を取得していなかった。
- ☞ 本事案について、自社の内部監査で発覚し、税関保税部門へ申し出があり、発覚したもの。
- ☞ この蔵置場は、9ヶ月前に行われた保税業務検査で、見本の一時持出に係る持出日の登録がなかったことによる非違を指摘され、嚴重注意を受けていた事実があった。



- 基礎点数 : 2点(別表1の2⑪)
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 6点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 6点

日頃なくとも管理資料は取得漏れのないようご注意ください！



■合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

【ポイント】

- 実績がなかったり、僅少の場合ほど、つい忘れがちになります。(記帳義務違反になるケースが散見されますのでご注意ください！)
- 保税台帳をNACCS管理資料としている場合には、輸入・輸出・貨物取扱に係る3つのデータを取得することが基本です。



◆ 指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合

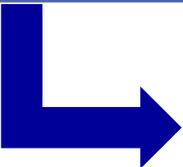
処分対象



違反した貨物管理者が管理している同一指定保税地域のすべて

事例2)

- ☞ A社は、B港の指定保税地域であるCY及び市営上屋3箇所において、外国貨物等の貨物管理を行っており、CYを含め貨物の取扱量が多いため、全ての指定保税地域の保税台帳をNACCS管理資料としている。
- ☞ 今般、内部監査人による内部監査を実施したところ、上記CYにて輸出入許可のNACCS管理資料80件の未取得が判明したことから、直ちに管轄税関の保税部門に申し出を行った。
- ☞ なお、本件発覚の7ヶ月前に、同社が管理する市営上屋に対する保税業務検査の結果、見本の一時持出に係る持出日のNACCS登録を失念し、記帳義務違反として指摘を受けていた。



2点×8

- 基礎点数 : 16点
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 13点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 13点

3日間搬入停止!  
B港が使えない!  
どうしよう??



■合計点数が10点を3点超えているため、3日の搬入停止となります。

つづき



- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者(本事例ではA社)が管理している

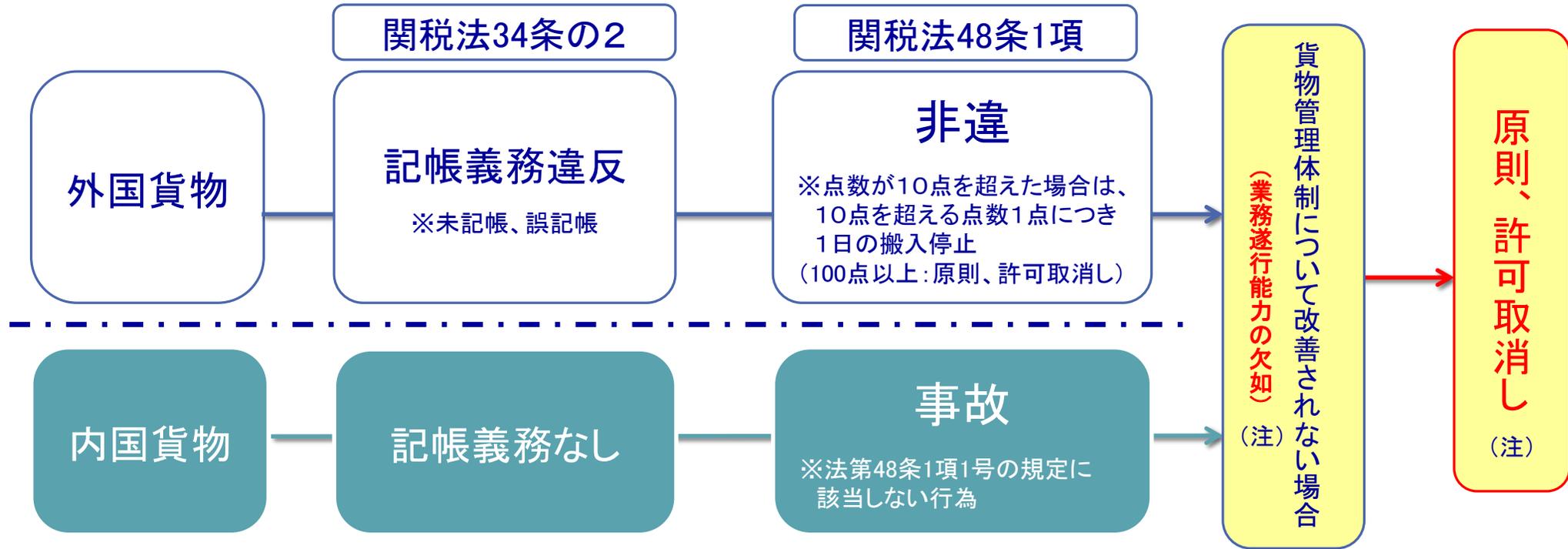
**CY、市営上屋等の指定保税地域の全てが対象**

となりますので注意願います！！

**最悪、物流が  
ストップする！**

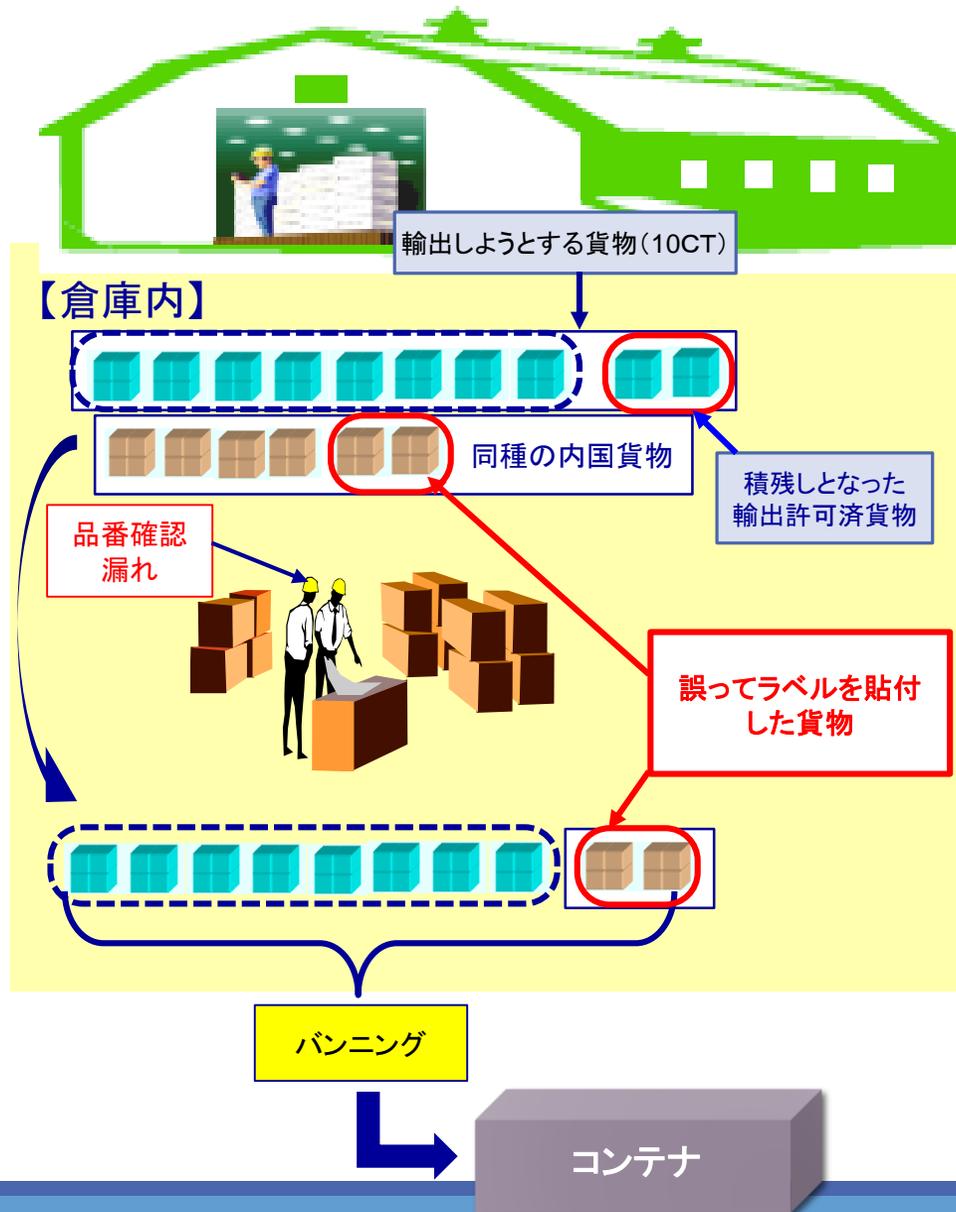


倉主の過失により貨物を誤搬出した場合の考え方



(注) 貨物管理について、今後、改善が見込まれる等、許可を取り消すことが適当でないとして税関長が判断した場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分。

※ 誤搬出事案が頻発するような許可保税地域については、業務遂行能力がないとして、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

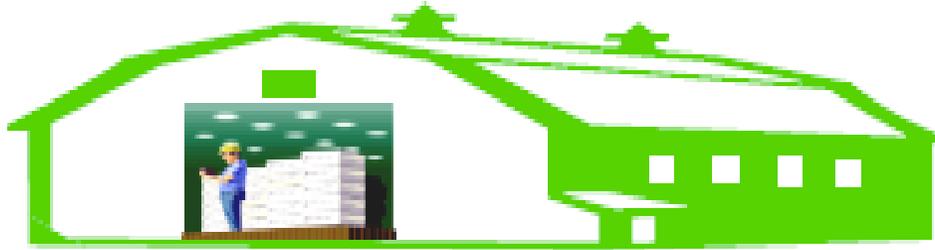


事例3)

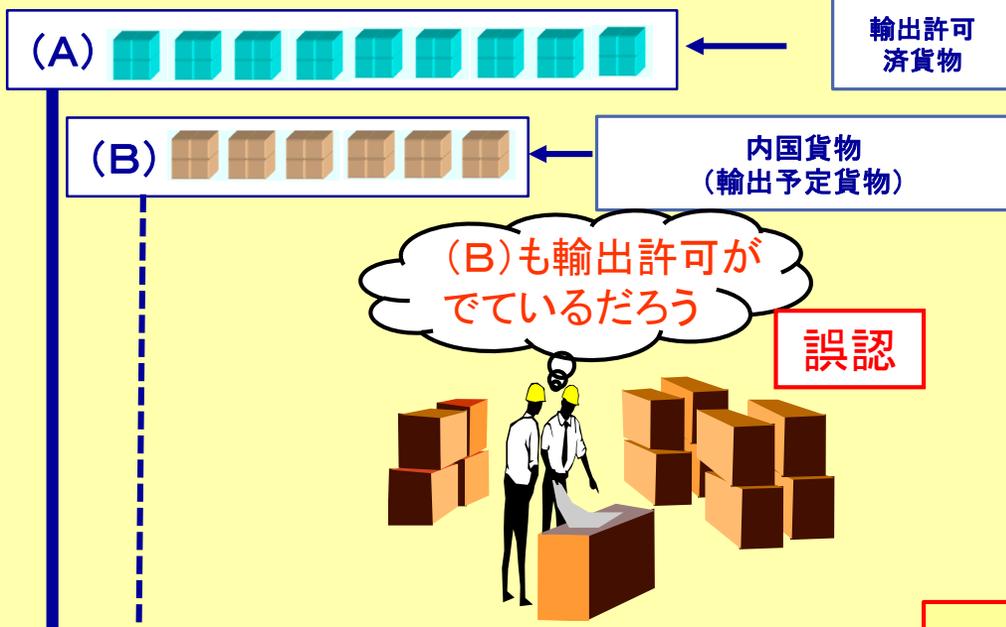
- ① M国向けに輸出しようとする貨物10CTを保税蔵置場に搬入し、保税台帳に記帳した。
- ② 現場担当者が、品番の確認をせずに輸出用ラベル(以下「ラベル」という。)の貼付作業を行ったことから、当該貨物10CTの隣に蔵置された同種の内国貨物2CTに誤ってラベルを貼付してしまった。
- ③ その後、上記①の搬入貨物について、輸出許可後、バンニングを行ったが、その際も誤ってラベルを貼付した貨物に気付くことなく作業を終了し、蔵置場から搬出した。
- ④ 誤ってラベルを貼付した輸出許可未済貨物2CTを誤搬出し、輸出許可を受けた2CTは積み残しとなった。
- ⑤ 保税台帳は、当初の輸出予定貨物について、輸出許可を受け、全量搬出と記帳された。

判定) 基礎点数 : 2点

- ・ 輸出許可を受け、積み残しとなった2CTについては、搬出していないにもかかわらず、搬出の記帳をしたため、記帳義務違反となる。



【倉庫内】



事例4)

- ① 保税蔵置場の現場担当者は、輸出許可済貨物(A)をバンニングした。
- ② 貨物(B)は、(A)と同じ仕向地へ輸出する予定のため、担当者は貨物(B)も既に輸出許可を受けていると思い込み、(A)のバンニング終了後、同じコンテナに貨物(B)もバンニングして搬出した。
- ③ 貨物(A)の搬出及び記帳は適正に行われたが、輸出許可未済貨物である貨物(B)を誤搬出したもの。

判定)

- ・ 内国貨物(輸出予定貨物)を誤って海外へ送り出した場合には、誤搬出による記帳義務違反にはならないが、同様な事案が頻発する場合、業務遂行能力の欠如として、関税法第48条第1項第2号処分となる可能性がある。



事例5)

- ☞ B保税蔵置場(倉庫2棟及び野積場)では、中国から衣類や家具等の輸入貨物を取り扱っており、CYから保税運送で蔵置場へ到着後、デバンのうえ、搬入している。
- ☞ 5月下旬に、蔵置場1棟の一部に倉庫内の空調を高めるため、2週間程度の工事期間で大型の空調機を設置したが、**貨物管理責任者は、「蔵置場の面積が変更されることはないため、貨物収容能力増減等届(工事届)を提出する必要はない」と判断し、税関への届出を行っていなかった。**
- ☞ 8月に実施された保税業務検査の際に、現場確認を行ったところ、上記の事実が判明し、工事届の未提出として非違となる旨の指摘を受けた。



- 基礎点数 : 2点(別表1の2③)
- **加算点数 : 10点(貨物管理責任者が関与)**
- 合計点数 : 12点

届出が必要かどうかは税関で判断しますので、事前に相談願います。



■ 貨物管理責任者が関与しているため、10点の加算点数が付され、合計点数は10点を2点超過することとなるため、「**2日間の搬入停止**」となります。

【ポイント】

- 工事届の提出が必要かどうかは税関が判断しますので、**事前に税関へ相談することが大事です。**

# 保税研修

## まとめ

👉 点数より、基本動作の徹底を！  
👉 保税業務以外でも日頃が大事！

### 1 保税蔵置場の処分(法第48条)

👉 1号処分・・・業務違反

👉 2号処分・・・許可要件(法第43条)に該当した場合 ⇒ 許可取消し

👉 別表1-1: 禁止行為、許可又は承認を要する行為 基礎点数10件以下 3点

👉 別表1-2: 届出、報告等又は記帳を怠る 基礎点数10件以下 2点

👉 別表2 : 加算点数表(被許可者～主要な従業者が関与、期間内に非違があった場合)

👉 別表3 : 加算点数表(法第43条第2号、第6号 被許可者、役員等は関税法違反した場合)

### 2 非違事例

👉 記帳義務違反: 保税蔵置場 ⇒ NACCS登録及び管理資料の取得等、基本動作の徹底！

👉 記帳義務違反: 指定保税地域 ⇒ 搬入停止 ⇒ 同一指定保税地域全て対象

👉 誤搬出(非違と事故) ⇒ 外国貨物(非違)、内国貨物(事故)

⇒ 事故も頻発すれば業務遂行能力の欠如 ⇒ 許可取消し！

👉 未届出 ⇒ 貨物収容能力増減等届(工事届)も要注意！ ⇒ 届出が必要か税関に相談。

# その他 (税関保税ニュース)



## 税関保税ニュース 第6号

発行: 門司税関監視部保税地域監督官  
TEL: 050-3530-8387

### 蔵置中の貨物を取扱うときは記帳が必要です!

(法第34条の2、令29の2)

記帳のみで取扱うことができます。(法第40条第1項)

#### ●内容点検

品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な検査

#### ●改装

包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

#### ●仕分け

貨物を記号、番号別、荷主等に分類、選別

#### ●その他の手入れ

貨物の記号等の刷換え、さびみがき等



記帳に加え税関長の許可が必要(法第40条第2項)

#### ●見本の展示

注文の取り集め等のため一般の閲覧に供すること

#### ●簡単な加工

単純な工程によるもので加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

#### ●これらに類する行為

輸出しようとする貨物の破損・不良品をこれと同種の完全品と交換等

記帳に加え税関長の許可が必要

#### ●見本の一時持出(法第32条)

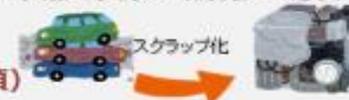
保税地域にある外国貨物を見本として一時持出そうとするとき



外国貨物の廃棄をする際は下記の手続きが必要です。

#### ●貨物の廃棄(法第34条)

外国貨物を滅却又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること。その廃棄が滅却以外の廃棄である場合には、廃棄後の現況により輸入手続き(納税)が必要です。



#### ●貨物の滅却(法第45条第1項)

滅却とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることです。残存価値がほとんどない状態に

することです。この場合貨物の価値がないため納税は不要となります。



#### ●税関以外の公務員による見本の採取(基本通達32-2)

税関以外の公務員が見本検査等を行う場合は「見本採取票」、「これに準ずる書類」の保管をお願いします。

#### ～税関からのお知らせ～

2021年1月1日から提出いただく書類について一部を除き押印及び署名が不要となりました。詳細は右記QRコードから税関HPをご覧ください。



税関HP

#### ◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス [moji-hozei@customs.go.jp](mailto:moji-hozei@customs.go.jp)

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP

# 最後にもう一度・・・



**けん銃・麻薬の  
密輸防止にご協力を!**

不審な貨物を見つけたら税関にお知らせ下さい。

0120-461-961

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

ご不明な点などあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保稅地域監督官

TEL : 050-3530-8387

門司税関監視部統括監視官(保稅部門)

TEL : 050-3530-8388

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

## 税関からのお願い!



次のような場合は、税関に一報ください。

- 不審な人物の接触はありませんか?  
☞ 貨物の管理状況や、税関検査の頻度を問合せてくる部外者はいませんか?
- 不審な問合せはありませんか?  
☞ 荷主や部外者で蔵置中の貨物がいつ搬出されるのか、頻繁に問合せてくる人いませんか?
- いつもとは違う形態の輸入はありませんか?  
☞ いつもは小ロットで輸入しているのに、突然大ロットで輸入して、配送先がいつもと違う場合などありませんか?



## 不審な貨物はありませんか?

次のような場合は、決して貨物に触れることなく、最寄りの警察に110番通報、税関にもお知らせ下さい。

- ☞ 置き去り? 見慣れない貨物はありませんか?
  - ☞ 油染みがあったり、異音、異臭はしませんか?
  - ☞ 必要以上に頑丈に梱包してませんか?
  - ☞ 粘着性のものや粉末状のものが付着してませんか?
- 💡 不審に思ったら、すぐに行動!  
職場で定めた通報体制で行動しましょう!